

名古屋税理士会昭和支部との協議会

令和5年10月12日（木）
15:50～16:15
天白文化小劇場

1 税務署長挨拶

2 税務署からの連絡事項

- (1) 「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」の発送日について
- (2) 年末調整関係用紙の交付開始時期について
大口徴収義務者に対する交付日：10月23日（月）及び10月24日（火）
署交付開始日：10月25日（水）
- (3) 文書回答手続の利用促進について（資料1、2）
- (4) 給与所得の源泉徴収票のe-Taxによる提出について（資料3）
- (5) インボイス制度について（資料4）

3 その他

ご存じですか？ 文書回答手続

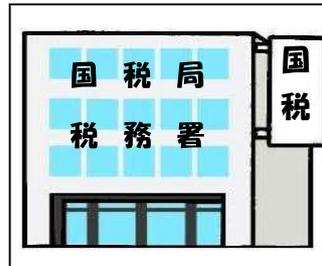
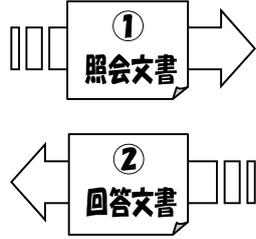
令和3年6月

【文書回答手続】

- 国税局においては、納税者の方からの個別の取引等に係る税務上の取扱いについての照会に対して、文書により回答するサービスを実施しています。
また、その照会及び回答の内容は、同様の取引等を行う他の納税者の予測可能性を高めるために、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】にて公表しています。
- 同業者団体等からの照会（その構成員等が行う取引等に係る税務上の取扱いについての照会に限ります。）についても、上記と同様に、文書による回答を行うとともに、その照会及び回答の内容を国税庁ホームページにて公表しています。

通常、受付窓口は事前照会をされる方の納税地を所轄する税務署の担当部門になりますが、次のものについては受付窓口が異なりますのでご注意ください。

- イ 国税局調査部(課)所管法人による法人税・消費税に関する照会
・・・法人を所管する国税局の調査審理課(又は調査管理課、調査課)
- ロ 酒税に関する照会・・・製造場等の所在地の所轄税務署(国税局所管の場合は所轄国税局の酒税課)
- ハ 間接諸税(印紙税を除く。)に関する照会・・・製造場等の所在地の所轄国税局の消費税課



なるほど!!
(予測可能性)

- 過去の文書回答事例は国税庁ホームページでご覧になることができます。



国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】トップ画面

※掲載画像は令和3年6月現在のものです。



メニューバーの「法令等」から「文書回答事例」をクリック！

「文書回答事例」画面が表示されたら、「キーワード検索」又は「税目別検索」で調べたい事例を絞り込み、調べたい事例をクリック！

【QRコードはこちら】



※「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。

裏面に文書回答手続についてのQ&Aを掲載していますので、ぜひご覧ください。



国税庁 この社会あなたの税がいきている

問1 文書回答の対象となるものは、どのような照会ですか。

答 国税に係る申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の照会が対象となります。また、実際に行われた取引等に関する照会のほか、将来行う予定の取引等に関する照会で個別具体的な資料の提出が可能なものは対象となります。

ただし、次のものは対象とはなりません。

- ① 照会の前提とする事実関係について選択肢があるもの
- ② 調査等の手続、徴収等の手続、酒類行政に関係するもの
- ③ 個々の財産の評価や取引等価額の算定・妥当性の判断に関するもの
- ④ 実地確認や関係者への照会等による事実関係の認定を要するもの など

問2 照会者名は公表されるのですか。また、照会文書に記載した内容は全て公表されるのですか。

答 照会者名については、照会者から公表の申出がない限り、公表されることはありません。

照会文書に記載した内容については、そのまま公表されるものではありませんので、公表内容については、担当部署にご相談ください。

（注）同業者団体等からの照会については、照会者名も公表されます。

問3 文書回答の対象とならない場合には、何も回答してもらえないのですか。

答 最終的に文書回答を行わない場合であっても、内容を審査して、口頭による回答が可能な事前照会については、口頭による回答を行います。

ただし、実地確認や関係者への照会等による事実関係の認定を要するものなどは口頭でも回答できないこと、また、照会内容によっては回答を一般的な事項に留めざるを得ない場合があることなどをご了承ください。

問4 照会してからどのくらいで回答してもらえるのですか。

答 回答は、受付窓口で受け付けた日から原則3か月以内*の極力早期に行うよう努めることとしています。ただし、例えば、照会内容が複雑であるもの等、照会の内容によっては、その期間内で回答できない場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

* 「3か月以内」とは、審査に必要な追加資料の提出や、照会文書の補正に要した期間を除いた期間ですので、照会に当たっては、これらの期間等を考慮してご照会ください。

問5 その他文書回答手続の利用に当たって特に注意しておくべきことはありますか。

答 ○ 文書回答手続は納税者サービスとして行っているものであるため、回答内容は照会者の申告内容等を拘束するものではありません。したがって、回答がないことを理由に国税の申告期限等が延長されることはありません。また、回答内容に不服がある場合や国税の申告期限等までに回答がないことなどに不服がある場合であっても、不服申立ての対象とはなりませんのでご注意ください。

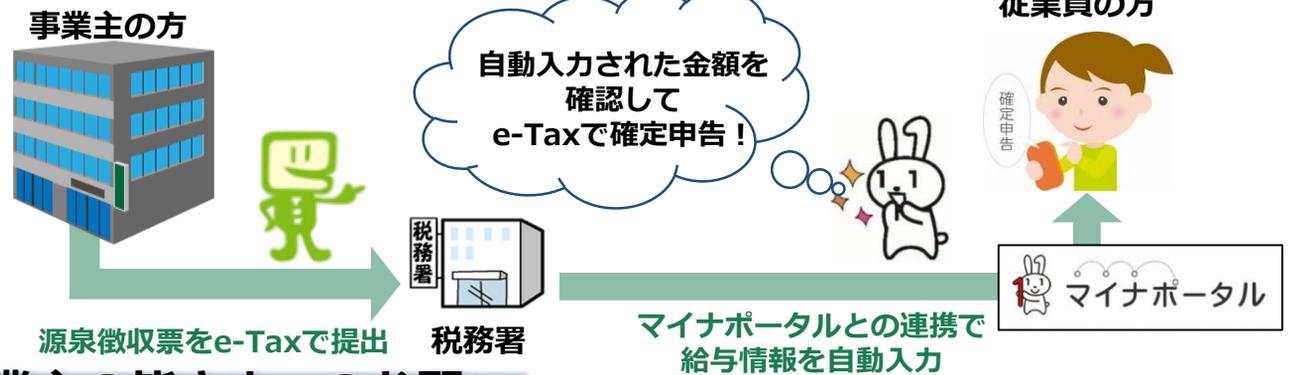
○ 最終的に文書回答ができるかどうかは、国税局等の審査の結果によります。したがって、場合によっては、税務署等での受付後に文書回答の対象にならないというご連絡をさせていただくことがありますのでご了承ください。

国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】では、上記のほかに詳細な照会手続や照会様式等を掲載していますので、ご利用ください。

事業主の皆さまへ！ 給与所得の源泉徴収票を e-Taxで提出すると… 従業員の方の 確定申告がさらに簡単に！！

事業主の皆さまが、
給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、
給与所得の情報が自動で入力されるようになります！

※令和6年1月以降に提出する給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。
※従業員の方が令和6年2月上旬以降に国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で
確定申告書を作成する際にご利用になれます。



事業主の皆さまへのお願い

Point ①

事業主の皆さまからe-Taxで提出された給与の源泉徴収票が自動入力の対象となります。

Point ②

税務署への給与の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、**500万円以下の給与に係る源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象**となります。

Point ③

給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、**従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。**

！ 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。



e-Taxソフト（WEB版）で源泉徴収票を提出できます！

！ e-Taxソフト（WEB版）の利用方法について、詳しくは裏面をご覧ください。

e-Taxソフト (WEB版) のご利用方法

STEP ① e-Taxソフト(WEB版)へアクセス

- ① e-Taxホームページにアクセス
(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)
- ② 右上部「各ソフト・コーナー」をクリック
- ③ 「e-Taxソフト (WEB版)」をクリック
または



e-tax web ログイン



STEP ② 事前準備

e-Taxを初めて利用する方は、①から開始届出書の作成・提出を行ってください。

既にe-Taxをご利用の方は、②からログインします。

③で利用者情報の登録等を行い、④で給与所得の源泉徴収票の作成を行います (e-Taxソフト (WEB版) を初めて利用する場合のみ、③の手続が必要です。)



※事前準備の案内動画はこちら



STEP ③ 源泉徴収票の作成・提出

【1件別に入力する】

源泉徴収票を1件別に入力する場合は、①をクリックします。

【CSVファイルを読み込む】

表計算ソフトや会計ソフトで作成したCSVファイルを読み込む場合は、②をクリックします。



！ 源泉徴収票が所定の件数を超える場合は、分割して送信してください。

源泉徴収票の作成後に、法定調書合計表を作成したら、後は、電子証明書で電子署名を付与して送信！

！ 電子証明書は、個人の事業主の方はマイナンバーカードをご利用いただけます。法人の場合は、法人の電子証明書が必要ですが、代表者の方のマイナンバーカードもご利用いただけます。

eLTAXで市区町村と税務署へ一括して作成・送信も可

市区町村に提出する給与支払報告書をeLTAXの作成ソフトPCdesk (対応税務ソフトを含みます。)を利用して作成・提出している場合は、税務署に提出する源泉徴収票のデータも同時に作成し、一括して送信することができます。

(eLTAXホームページ)



適格請求書等保存方式（インボイス制度）開始に関する周知等について

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、数次にわたりインボイス制度に関する周知等の御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

インボイス制度が本年 10 月 1 日から開始されました。

これまで国税当局としては、制度の円滑な開始に向けて、適格請求書発行事業者の登録要否についての個別相談や各種説明会・研修会への講師派遣等の対応を行ってまいりました。制度開始後も引き続き、こうした取組を継続していくこととしています。

これまで周知の御協力をお願いしてまいりました内容と重複する部分もございますが、関与先事業者の皆様への対応が円滑に進むよう、税理士の皆様へ、周知方御協力賜れますと幸いです。

1 登録申請書等の様式改訂について

令和 5 年 10 月 1 日から適格請求書発行事業者の登録等に係る以下①～③の様式が④～⑥の様式に改訂されますので、御留意ください。

なお、旧様式については令和 5 年 9 月 30 日までの間に提出する様式となりますので、令和 5 年 10 月 1 日以降は、e-Tax では受け付けることができません。

また、書面にて旧様式を御提出された場合、内容の確認のために御連絡することもありますので、新様式での御提出をお願いします。

おって、以下⑦～⑩の様式については、令和 5 年 10 月 1 日から提出が可能となります。

【令和 5 年 9 月 30 日まで使用できるもの】

- ① 適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用）（第 1-(1)号様式）
- ② 適格請求書発行事業者の登録申請書（国外事業者用）（第 1-(2)号様式）
- ③ 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書（第 2-(1)号様式）

【令和 5 年 10 月 1 日以降使用するもの】

- ④ 適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用）（第 1-(3)号様式）
- ⑤ 適格請求書発行事業者の登録申請書（国外事業者用）（第 1-(4)号様式）
- ⑥ 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書（第 2-(2)号様式）

【令和 5 年 10 月 1 日から提出が可能となるもの】

- ⑦ 適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書（第 3 号様式）
- ⑧ 適格請求書発行事業者の死亡届出書（第 4 号様式）
- ⑨ 任意組合等の組合員が適格請求書発行事業者でなくなった旨等の届出書（第 6 号様式）
- ⑩ 任意組合等の清算が終了した旨の届出書（第 8 号様式）

〈適格請求書発行事業者の申請手続〉

〈消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する申請書等の様式の制定について（法令解釈通達）〉

